

# 西尾張地区社会人リーグ運営規約

制定；2008年05月26日

改訂；2016年04月18日

## 第1条 登録選手

- 1) (財)日本サッカー協会ホームページ内の KICK OFF サイトより登録をされた選手に限る。
- 2) 登録人数は特に制限しない。
- 3) 西尾張サッカー協会登録票にて登録選手氏名、背番号、審判資格有無及び取得級を報告しなければならない。
- 4) 上記登録票は西尾張サッカー協会社会人委員会ホームページに掲載されている最新版の書式以外は受理できないものとする。

## 第2条 追加登録及び抹消（背番号変更も含む）

- 1) 追加登録及び抹消を行う場合、KICK OFF サイトにて手続きを行うと共に、当協会に手続きした内容を選手報告書にて報告しなければならない。
- 2) 背番号変更については当協会のみ選手報告書で報告しなければならない。変更後の効力は報告後即日有効とする。
- 3) 5月以降の追加登録選手の出場は、選手証（写真貼付・ラミネートされたもの）を提示することを条件とする。
- 4) 上記1)～3)について協会指定様式にて報告すると共に、更新された最新の西尾張サッカー協会登録票を当協会へ提出すること。
- 5) 追加登録の期限は毎年10月末までとし、上記1)の手続きと報告が完了した場合に限る。

第3条 西尾張地区リーグ運営規約に反した場合、没収試合とする。  
没収試合は原則として規律委員会にて、協議の上その処遇を裁定する。

## 第4条 試合時間

- 1) 40分－7分－40分（延長戦は行わない。）

## 第5条 試合出場する選手の報告

- 1) 当該試合開始20分前までに用意し、会場本部に選手証（顔写真付）とメンバー表を提出しなければならない。
- 2) ラミネートされていない選手証は無効とし、当該選手の出場を認めない。
- 3) メンバー表は本部および相手チーム用の4枚は用意しなければならない。

## 第6条 交代選手の登録及び出場

- 1) 交代選手の登録は7名とする。
- 2) 登録された交代選手はすべて出場することができる。（GK含む）

## 第7条 退場者、警告者の処分

- 1) 警告累計3回受けた者は、原則として次試合の出場ができない。
- 2) 退場を命じられた者は、原則として次試合の出場ができない。
- 3) 但し、退場者に関してはその行為を懲罰委員会に計り、出場停止の試合数を決定する。
- 4) 出場停止選手は通告書をもってチーム代表者に連絡される。

## 第8条 ユニフォームと用具

- 1) ユニフォームは2組(シャツの紺と黒は認めない)必ず用意する。  
(日本サッカー協会ユニフォーム規程に準拠)
- 2) サッカー競技規則書第4条(競技者の用具)に明記されているもの以外は身に付けて試合に出場することはできない。(ピアス、ミサンガ、ゴム製の腕輪及びいかなる指輪など)
- 3) 試合に出場する選手ならびに交代選手は、当運営規約第1条3)で登録された背番号を着用しなければならない。
- 4) ストッキングの上にテープやバンドを巻く場合には、ストッキングと同色を使用すること。
- 5) アンダーシャツを着用する場合はシャツの袖の主たる色と、アンダーショーツを着用する場合はショーツの主たる色と同色でなければならない。
- 6) 試合球は西尾張社会人委員会が指定したボールを使用する。  
指定球 ミカサ SVC500-BK・SVC5000-WBK
- 7) ユニフォームに広告を掲示する場合は、  
日本サッカー協会ユニフォーム規定第6条から8条による。  
承認された申請書のコピーを西尾張社会人委員会に提出し、  
試合開催時にも携行する事。

## 第9条 審判業務

- 1) 割り当てられた担当チームが行う。(主審・4審2名、副審2名)
- 2) 必ず更新された審判証(顔写真付)を持参し、ワッペン、審判服(シャツ、パンツおよびストッキング)を着用する。これに違反した場合審判棄権と見なし、最下位とする。  
また、審判当番を放棄したものも、これと同様の処分にする。
- 3) 主審を担当する者はホイッスル、時計、黄色および赤色のカード、記録用紙、ペンを用意し、試合終了後に審判報告書の内容を確認して署名しなければならない。  
なお、副審を担当する者はフラッグを用意すること。
- 4) 審判員は担当試合前に審判証の提示および服装の確認をしてもらうために、会場本部に出向かなければならない。
- 5) 審判員は試合開始15分前に出場選手を集め、選手確認(選手証との本人確認)と用具確認等を行い定刻に開始出来るよう準備する。4月末迄の選手確認については、西尾張サッカー協会登録票で代用する事を認める。確認方法は、選手より名前を言ってもらいメンバー表に記載された名前との照合を行う。

- 6) 審判員は試合開始前にフィールド内のラインが維持されているか確認し、必要であれば当該チームに指示をする。

#### 第10条 試合開始前準備及び試合終了後の整備後片付け

- 1) 第1試合の両チームにて準備を行う。(試合30分前までに)
- 2) 最終試合の両チームにて用具の片付け、グラウンド整備ならびに清掃を行う。

#### 第11条 本部業務

- 1) 割り当てられた試合の30分前までに本部の設営をする。
- 2) 割り当てられたチームは1名以上の要員を大会本部に置かなければならない。
- 3) 本部担当者は当協会より配布された見本用審判報告書を必ず持参し、見本と同様の書式にて審判報告書を記入しなければならない。
- 4) 本部担当者は担当試合のマッチ・コミッショナーとして位置づけられ、当運営規約に従って試合が適正に行われるように監視しなければならない。
- 5) 本部担当者は担当試合の第4審判員も兼務のため、審判資格を保有している者が担当することが望ましい。  
本部担当者が有資格者でない場合は有資格者を第4審判員として帯同させること。
- 6) 本部担当者は試合開始20分前までにメンバー表と選手証を要求し、メンバー表に記載された名前の確認をする。また交代選手の確認業務を審判員に代わって行う事とする。
- 7) 本部担当者は試合開始前までに、審判員の審判証ならびに服装等が適切であるかを確認する。
- 8) 審判報告書に試合の結果ならびに違反者の記録を取り、試合終了後、主審と内容の確認をした上で、次の本部割り当てチームに業務を引き継ぐ。
- 9) 本部割り当てチームは、担当した試合の審判報告書を翌日までにFAXにて事務局に報告する。  
(FAX0587-54-3209)
- 10) 日本サッカー協会規程ならびに当運営規約の内容に反して行われた違反や不正は別紙にて詳細を事務局に報告されなければならない。

#### 第12条 棄権チームの処理

- 1) 原則として1試合でも無断で棄権をしたチームは最下位とする。
- 2) 原則として理由に関わらず、3試合以上の棄権をしたチームは次年度の登録を認めない。
- 3) 地区協会ならびに相手チームがやむを得ないと判断したときは、地区協会により別に裁定をする。

### 第13条 順位決定

- 1) 勝点法（勝3点、引分1点、負0点）
- 2) 得失点法（得点－失点）
- 3) 上記1)及び2)が同じの場合は総得点の多いものを優先順位として位置づける事とする。

### 第14条 リーグ及び西尾張選手権表彰

- 1) 優勝、準優勝、3位

### 第15条 その他

- 1) リーグ日程について社会人委員会からアナウンスされた日以後の変更は如何なる理由が生じても不可とする。但しチーム全体に関わる婚礼事については一定の配慮を期するため、日時が分かり次第、代表者から社会人委員長へ連絡をして指示を仰ぐ事とする。
- 2) 第15条1)において試合の実施が出来なくなった場合、当該チームの不戦敗（0－3）とし、再試合は行わない。
- 3) 第15条2)によって、不戦敗及び不戦勝となるチームに本部及び審判の割り当てがある場合、責任もって行わなければならない。
- 4) チーム帯同審判員においてチーム内に必ず3級以上の有資格者を1名以上在籍させること。  
県リーグ昇格トーナメント等3級審判員の帯同が必要な場合は、当該チーム内で有資格者を準備すること。  
※基本的に3級審判員がチーム内にいない場合は、3級審判員の帯同が必要になる大会の参加資格を与えない。
- 5) 夏季における試合中の飲水について下記に定める
  - a) 期 間；7月から10月までに行われる公式試合
  - b) 天候気温；天候及び外気温については指定しない。
  - c) 飲水時間；前後半のおおよそ中間時間帯でアウトオブプレーのときに主審が指示をする。飲水時間は1分程度とし、消費時間はロスタイムとして考慮される。
  - d) 飲水場所；選手および審判員はタッチラインにて飲水が出来る。
  - e) 飲水種類；水及びスポーツ飲料。（但し、会場規定に従う）  
ピッチサイドでの飲水用の容器はスクイズボトルを用意すること。  
ペットボトルは不可とする。  
ハーフタイムにおけるベンチでの飲水種類及び飲水用容器の制限は無いものとする。
  - f) その他；飲水時間を利用して選手に指示、戦術等を与えてはならない。本部はこれを監視しなければならない。